

四 半 期 報 告 書

(第86期) 自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日

森 永 乳 業 株 式 会 社

(E00331)

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第86期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古川 紘一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 三浦 幸男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第85期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	149,097	586,848
経常利益(百万円)	3,659	8,409
四半期(当期)純利益(百万円)	1,684	2,064
純資産額(百万円)	98,657	97,747
総資産額(百万円)	367,391	353,474
1株当たり純資産額(円)	381.83	378.07
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	6.66	8.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	6.65	8.15
自己資本比率(%)	26.3	27.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,776	18,216
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△10,165	△23,641
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,996	1,927
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	10,573	3,974
従業員数(名)	5,977	5,799

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含めておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	5,977 [2,072]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	3,219 [360]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）
食品事業	102,011
その他の事業	874
合計	102,885

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
食品事業	—	—
その他の事業	1,930	2,050
合計	1,930	2,050

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）
食品事業	143,180
その他の事業	8,536
セグメント間の内部売上高または振替高	△2,619
合計	149,097

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、以下の契約につき契約期間の延長契約を締結いたしました。

(提出会社)

当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
クラフトフーズ社	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成10年4月1日から 平成20年9月30日まで

- (注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。また、文中の前年同期比の基礎となった前年同期の数値は、監査法人のレビューを受けておりません。

1. 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国経済の減速や原油・原材料価格の高騰などの影響を受け、民間設備投資や個人消費が伸び悩むなど、景気の先行きに後退懸念が高まりました。

食品業界におきましても、需要が伸び悩むなかで原材料コストの大幅な上昇に加えて、消費者の生活防衛意識が強まるなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもとで、当社グループは、お客様のニーズに応えた商品の開発、改良に努めるとともに、原材料コストの大幅な上昇を吸収するため、商品価格の引き上げを行ってまいりました。また一方で、販売促進策の効率化や生産・物流の一層の合理化などを進めてまいりました。

これらの結果、売上高は、森永乳業において、牛乳類、チーズ、アイスクリームなどが前年同期実績を上回りましたが、価格改定による物量減が影響しトータルでは前年同期実績を下回りました。また、連結子会社の売上高も前年同期実績を下回りました。営業利益、経常利益、四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間より連結対象となった子会社の利益の寄与に加え、営業活動の効率化や合理化によるコスト削減により、前年同期実績を上回りました。

当第1四半期連結会計期間の売上高は1,490億9千7百万円（前年同期比1.8%減）、営業利益は35億6千2百万円（前年同期比22.1%増）、経常利益は36億5千9百万円（前年同期比15.9%増）、四半期純利益は16億8千4百万円（前年同期比31.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況（部門間取引消去前）は次のとおりです。

(1) 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当第1四半期連結会計期間の売上高は1,431億8千万円となり、また、営業利益は70億3千5百万円となりました。

(2) その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は85億3千6百万円となり、また、営業利益は7億7千9百万円となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、87億7千6百万円で、前年同期に比べ45億5千2百万円増加しました。これは主に、前年同期末の売上債権の残高が金融機関の休業日の影響で通常より増加したことのほか、当第1四半期連結会計期間は法人税等の支払額が減少したことの影響によります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△101億6千5百万円で、前年同期に比べ5億4千7百万円の支出増となりました。これは主に、固定資産の取得のための支出が増加したことの影響によります。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、△13億8千9百万円で、前年同期に比べ40億5百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、79億9千6百万円で、前年同期に比べ23億9千2百万円の減少となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの償還が増加したことの影響によります。

これらにより、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、105億7千3百万円となり、前年同期末に比べ17億1千3百万円の増加となりました。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については以下のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止する取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの合理性

本プランは、下記のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

4. 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は、11億2千1百万円であります。
なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後のわが国経済は、世界経済の減速懸念、原油などの諸資源価格の上昇や高止まりによって、景気の先行きは減速傾向が続くことが見込まれます。また、物価の上昇と所得の伸びの乖離により、個人消費についても先行きに対する不透明感が強まっております。

食品業界におきましても、消費者のニーズが多様化する一方で、輸入原料価格の上昇や高止まり、原油価格や包材価格が上昇する懸念も残り、経営環境は依然として厳しいものが予想されます。

当社グループは平成20年3月期をスタートとする3ヵ年の中期経営計画に取り組んできましたが、当初計画の予想を大幅に超えて原材料コストが上昇した影響により、中期経営計画の見直しを進める一方で、これらのコスト上昇を吸収克服するために、商品価格の改定を実施するとともに、伸ばすべき商品の売上拡大による収益力向上、一層のローコストオペレーションの徹底を重点課題として取り組んでおります。

6. 財政状態

(1) 貸借対照表の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産の部は、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「商品及び製品」が増加したことに加え、沖縄森永乳業株式会社の設備投資による有形固定資産の増加などにより、前連結会計年度末に比べ139億1千7百万円増の3,673億9千1百万円となりました。

負債の部は、「支払手形及び買掛金」や、「コマーシャル・ペーパー」の増加などにより、前連結会計年度末に比べ130億8百万円増の2,687億3千4百万円となりました。

純資産の部は、投資有価証券の時価の上昇による「その他有価証券評価差額金」の増加や「利益剰余金」の増加により、前連結会計年度末に比べ9億9百万円増の986億5千7百万円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の27.1%から26.3%、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末の378.07円から381.83円となりました。

(2) 財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関15行と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において実施中又は計画中であった設備の新設、重要な拡充もしくは改修のうち、当第1四半期連結会計期間中に完成したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	設備の内容	金額 (百万円)	完成年月
当社 別海工場	チーズ製造棟増設他	3,926	平成20年6月
沖縄森永乳業(株) 新工場	市乳製造棟建替他	2,100	平成20年6月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の拡充計画は次の通りであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 神戸工場	兵庫県 神戸市 灘区	食品事業	乳飲料製造 設備増設他	3,100	—	自己資金 借入金等	平成20年9月	平成21年6月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	253,977,218	253,977,218	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	253,977,218	253,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権
平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく平成18年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成37年8月12日から平成38年8月11日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく平成19年7月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年8月14日から平成39年8月13日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	253,977,218	—	21,704	—	19,478

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,041,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 249,209,000	249,209	—
単元未満株式	普通株式 3,671,218	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,977,218	—	—
総株主の議決権	—	249,202	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,000株(議決権11個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式743株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	1,041,000	—	1,041,000	0.41
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	1,097,000	—	1,097,000	0.43

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	334	351	317
最低（円）	302	291	270

（注） 株価は、東京証券取引所（市場第一部）の市場相場であります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、平成20年7月1日をもって新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,433	4,849
受取手形及び売掛金	65,158	63,130
商品及び製品	25,753	23,332
仕掛品	1,066	1,447
原材料及び貯蔵品	7,630	7,546
その他	11,668	10,957
貸倒引当金	△967	△1,002
流動資産合計	121,742	110,262
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	73,619	67,782
機械装置及び運搬具（純額）	54,495	55,140
土地	72,607	72,507
その他（純額）	12,261	15,622
有形固定資産合計	※1 212,983	※1 211,052
無形固定資産	※3 3,977	※3 3,788
投資その他の資産		
投資有価証券	15,130	14,323
その他	14,863	15,339
貸倒引当金	△1,305	△1,291
投資その他の資産合計	28,688	28,370
固定資産合計	245,649	243,211
資産合計	367,391	353,474

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	67,789	62,598
短期借入金	6,414	6,747
1年内返済予定の長期借入金	4,838	5,024
コマーシャル・ペーパー	12,000	4,000
1年内償還予定の社債	10,500	10,500
未払法人税等	885	713
未払費用	27,907	26,778
その他	22,695	26,348
流動負債合計	153,031	142,710
固定負債		
社債	60,600	60,600
長期借入金	32,446	30,412
退職給付引当金	12,206	12,066
その他	※3 10,449	※3 9,935
固定負債合計	115,702	113,015
負債合計	268,734	255,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,446	19,446
利益剰余金	54,599	54,433
自己株式	△426	△420
株主資本合計	95,324	95,164
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,150	360
繰延ヘッジ損益	41	21
為替換算調整勘定	53	80
評価・換算差額等合計	1,245	462
新株予約権	79	79
少数株主持分	2,008	2,042
純資産合計	98,657	97,747
負債純資産合計	367,391	353,474

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

売上高	149,097
売上原価	105,184
売上総利益	43,912
販売費及び一般管理費	※ 40,350
営業利益	3,562
営業外収益	
受取利息	90
受取配当金	235
受取家賃	114
その他	298
営業外収益合計	739
営業外費用	
支払利息	427
持分法による投資損失	10
その他	203
営業外費用合計	641
経常利益	3,659
特別利益	
固定資産売却益	0
貸倒引当金戻入額	50
特別利益合計	51
特別損失	
固定資産処分損	115
(財)ひかり協会負担金	434
その他	28
特別損失合計	577
税金等調整前四半期純利益	3,133
法人税等	1,435
少数株主利益	13
四半期純利益	1,684

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1 四半期連結累計期間
 (自 平成20年 4月 1日
 至 平成20年 6月 30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,133
減価償却費	3,787
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	139
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△20
受取利息及び受取配当金	△325
支払利息	427
固定資産売却損益 (△は益)	△0
固定資産処分損益 (△は益)	115
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,068
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,164
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,240
未払費用の増減額 (△は減少)	1,078
その他	681
小計	10,022
利息及び配当金の受取額	301
利息の支払額	△374
法人税等の支払額	△1,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△56
有価証券の売却による収入	71
固定資産の取得による支出	△10,202
固定資産の売却による収入	5
投資有価証券の取得による支出	△12
投資有価証券の売却による収入	3
出資金の回収による収入	0
貸付けによる支出	△1,512
貸付金の回収による収入	1,538
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,165
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△293
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	8,000
長期借入れによる収入	2,300
長期借入金の返済による支出	△450
自己株式の売却による収入	0
自己株式の取得による支出	△7
配当金の支払額	△1,517
少数株主への配当金の支払額	△7
その他	△27
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,996
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,599
現金及び現金同等物の期首残高	3,974
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 10,573

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品、商品、半製品については主として総平均法による原価法、原材料、貯蔵品については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これによる売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) たな卸資産の処分に係る損失の計上区分</p> <p>従来、たな卸資産の処分に係る損失であるたな卸資産処分損については、営業外費用に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げによって発生する評価損とたな卸資産の処分に係る損失を期間損益計算において同等の損益区分で処理する方法が適切であると判断したことによるものであります。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益がそれぞれ26百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(4) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(税金費用の計算)	税金費用については、当社（提出会社）及び連結子会社において当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	平成20年度の法人税法の改正を契機として、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行った結果、主として9年の耐用年数を10年に延長しております。 この変更により、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益は219百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ220百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 243,347百万円</p> <p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>① ㈱サンフコの取引先に対する商品代金2百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入66百万円について、債務保証しております。</p> <p>③ ㈱リュキの銀行借入86百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 156百万円</p> <p>(2) 保証予約 フロマジュリ・ロレーヌ・ドゥ・ベズリーズ S.A.の銀行借入33百万円(200千ユーロ)について保証予約を行っております。</p> <p>※3 無形固定資産にはのれん209百万円が、固定負債その他には負ののれん2,383百万円がそれぞれ含まれております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 242,885百万円</p> <p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>① ㈱サンフコの取引先に対する商品代金3百万円について、債務保証しております。</p> <p>② ㈱ミックの銀行借入71百万円について、債務保証しております。</p> <p>③ ㈱リュキの銀行借入96百万円について、債務保証しております。</p> <p>債務保証 計 171百万円</p> <p>(2) 保証予約 フロマジュリ・ロレーヌ・ドゥ・ベズリーズ S.A.の銀行借入67百万円(428千ユーロ)について保証予約を行っております。</p> <p>※3 無形固定資産にはのれん212百万円が、固定負債その他には負ののれん2,391百万円がそれぞれ含まれております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。</p> <p>(1) 販売費</p> <p> 拡売費 15,509百万円</p> <p> 運送費・保管料 11,461百万円</p> <p> 従業員給料・賞与 3,154百万円</p> <p>(2) 一般管理費</p> <p> 従業員給料・賞与 1,925百万円</p> <p> 地代・家賃・保険料 598百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目との関係</p> <p>現金及び預金 11,433百万円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える Δ860 "</p> <p>定期預金等</p> <p>現金及び現金同等物 <u>10,573 "</u></p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 253,977千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,062千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年度新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 94千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 一百万円

(2) ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 79百万円

4. 配当に関する事項

配当支払金額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,517	利益剰余金	6	平成20年3月31日	平成20年6月30日

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	143,180	5,916	149,097	—	149,097
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	—	2,619	2,619	(2,619)	—
計	143,180	8,536	151,716	(2,619)	149,097
営業利益	7,035	779	7,815	(4,253)	3,562

(注) 1 事業区分については、当社の事業目的ならびに日本標準産業分類を参考に、食品事業、その他の事業に区分いたしました。なお、各事業区分に属する主要な製品は次のとおりです。

食品事業……………市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料など

その他の事業………飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸など

2 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品、商品、半製品については主として総平均法による原価法、原材料、貯蔵品については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、それぞれ総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。この変更による営業利益に与える影響は軽微であります。

3 たな卸資産の処分に係る損失の計上区分

従来、たな卸資産の処分に係る損失であるたな卸資産処分損については、営業外費用に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更は、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、収益性の低下に基づく簿価切下げによって発生する評価損とたな卸資産の処分に係る損失を期間損益計算において同等の損益区分で処理する方法が適切であると判断したことによるものであります。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、「食品」の営業利益は26百万円減少しております。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

平成20年度の法人税法の改正を契機として、当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数について見直しを行った結果、主として9年の耐用年数を10年に延長しております。この変更により、従来の方法によった場合と比べ、「食品」の営業利益は220百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(本国以外の国または地域に所在する連結子会社の売上高は、全セグメントの売上高の10%未満であります。)

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間において該当事項はありません。

(海外売上高は連結売上高の10%未満であります。)

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の当四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引及び為替予約取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	381.83円	1株当たり純資産額	378.07円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.66円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6.65円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	1,684
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,684
期中平均株式数(千株)	252,922
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	304
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。